

災害救助法適用地域において被害を受けられたご契約者の皆さまへの特別措置適用について

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

■事故受付窓口

電話番号	受付時間
0120-826-566(フリーダイヤル)	土日・祝日・年末年始を除く午前 9 時～午後 5 時 30 分
03-5962-9520	

当社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられたご契約者の皆さまに、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

1. ご契約の継続手続き

災害救助法の適用日から、2 ヶ月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法の適用日から 2 ヶ月後の末日までにご継続手続きを頂ければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料払い込みの猶予

災害救助法の適用日から、2 ヶ月後の末日までにお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法の適用日から 2 ヶ月後の末日を限度に、その払い込みを延期することができます。

■災害救助法適用地域

災害救助法適用市町村		法適用日	猶予期日
千葉県	千葉市(ちばし)、市川市(いちかわし)、船橋市(ふなばし)、館山市(たてやまし)、松戸市(まつどし)、茂原市(もばらし)、佐倉市(さくらし)、東金市(とうがねし)、習志野市(ならしのし)、柏市(かしわし)、市原市(いちはらし)、八千代市(やちよし)、我孫子市(あびこし)、鎌ヶ谷市(かまがやし)、四街道市(よつかいどうし)、八街市(やちまたし)、印西市(いんざいし)、白井市(しろいし)、大網白里市(おおあみしらさとし)、白子町(しらこまち)、長柄町(ながらまち)、富里市(とみさとし)、山武市(さんむし)、印旛郡酒々井町(いんばぐんしすいまち)、山武郡九十九里町(さんぶぐんくじゅうくりまち)	2026 年 8 月 13 日	2026 年 10 月 31 日

■本件に関するお問い合わせ先

事務所	電話番号	受付時間	郵便番号	住所
日本支社	03-5962-9500(代)	土日・祝日・ 年末年始を除く 午前 9 時～ 午後 5 時 30 分	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー 19 階
大阪事務所	06-6245-5447		〒542-0081	大阪府大阪市中央区南船場 3-11-18 Osaka Metro 心斎橋ビル 7 階